

裁 決 書

審査請求人

[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]

審査請求人代理人

[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]

処分庁 高松市福祉事務所長

審査請求人が平成 29 年 8 月 18 日に提起した処分庁による生活保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）に関する審査請求（生活保護申請却下処分取消請求事件（平成 29 年健康第 3 号）。以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分を取り消す。

第 1 事案の概要

- 1 平成 29 年 5 月 24 日に審査請求人（以下「請求人」という。）が「私は今年（平成 29 年）4 月 29 日、[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]でお世話になっている。障害者年金をもらっていたが、[REDACTED]に [REDACTED]、通帳、印鑑を取り上げられた。また、私には妹が二人いるが、私を助けてくれる余裕はないと思う。」として、処分庁に対して生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）による保護の申請を行った。
- 2 平成 29 年 5 月 25 日に請求人は、居宅とした [REDACTED]  
[REDACTED]の契約書を処分庁に提出した。
- 3 平成 29 年 5 月 31 日に請求人と [REDACTED]が面談のため処

分庁に来所した。平成29年5月29日に[ ]関係者（請求人、[ ]、請求人の妹（以下「妹」という。）、妹の夫、妹の担当弁護士）で面談を行ったこと、請求人の障害基礎年金が入金される[ ]の通帳については妹の担当弁護士が管理しており、妹は通帳を返却する考えがないことを処分庁が聞き取った。

- 4 平成29年5月31日に[ ]から処分庁に電話があり、請求人の[ ]の口座に残高があることが判明したが、通帳を第三者が保有している場合は通帳を再発行することができず、通帳を返してもらうしか預金を引き出す方法はないことを処分庁が聞き取った。その後、処分庁は、[ ]に電話をかけ、通帳を第三者が保有している場合には、通帳を手に入れるしか預金を引き出す方法はないという聞き取った内容が正しいことを確認した。
- 5 平成29年6月2日に処分庁が、妹に扶養届の様式を発送したところ、平成29年6月8日に妹から処分庁に電話があり、請求人を扶養する意思表示があった。処分庁は、扶養の内容を扶養届に記載して送付するよう妹に依頼した。
- 6 平成29年6月12日に請求人と[ ]が面談のため、処分庁に来所した。処分庁の担当者が妹から聞き取った内容を請求人に伝えたところ、請求人は妹の元には行きたくないと妹の扶養を受けることを拒んだ。
- 7 平成29年6月15日に妹から、精神的な支援及び請求人を引き取る金銭的な支援が可能である旨を記載した「扶養届」が郵送され、処分庁が收受した。
- 8 平成29年6月20日に金融機関調査の結果、[ ]の請求人の普通預金口座に平成29年5月24日時点で[ ]円の残高があることが確認できた。
- 9 平成29年6月21日に処分庁は、「あなたには活用できる資産があり、また、扶養義務者には扶養の意思もあります。あなたが資産の活用をしないこと、及び扶養を受けることを拒むことは、法第4条第1項の要件を欠くため、申請を却下とします。」との理由を付して、請求人の生活保護申請を却下した。
- 10 平成29年8月18日に請求人は、処分庁が請求人に対し、生活保護申請却下処分を行ったことに不服があるとして、香川県知事に対し、本件審査請求をした。

## 第2 審理関係人の主張の要旨

### 1 請求人の主張

請求人は、概ね次のとおり主張し、本件処分が違法・不当であるとして、本件処分の取消しを求めている。

(1) 「扶養義務者に扶養の意思があること」について

扶養義務者である妹には扶養の意思は全くないし、仮にあったとしても扶養の能力は全くない。両親が亡くなってからというもの、請求人と妹との接触はなく、請求人が[ ]してから一度電話をしてきたことがあっただけである。

平成 29 年 5 月 29 日に[ ]請求人と妹が面談した際、請求人が妹に「生活保護を受けて高松で生活したい。[ ]と障害者年金が振り込まれている[ ]の通帳を返してほしい。[ ]と言ったのに対し、妹は「[ ]や[ ]の通帳は渡さない」「お前が[ ]使っていた物はお前の物ではない」「とにかく帰って来い」の一点張りだった。

そもそも、妹には請求人の[ ]や[ ]の通帳を占有する権限はないのである。妹は請求人の[ ]や[ ]の通帳を不法に占有しているのである。請求人の返還請求があれば当然に返還しなければならない法律上の義務があるにもかかわらず、妹はそれを拒否しているのである。

妹の「帰って来い」という要求を、請求人が拒否するのは当然のことである。弁明書の主張は、このような二人の実相、実態を無視した空理空論である。

妹は、請求人がその後、電話をかけても電話に出ない。妹の担当弁護士から「妹に用件があれば代理人の弁護士に電話をするように」と言われ、妹の担当弁護士の事務所に電話すると、事務員が出て「弁護士に伝えておきます」と言うだけで、何回電話しても妹の担当弁護士からの連絡はない。

弁明書では、妹からの聞き取りに基づき、通帳を返すかどうかを含め、弁護士同士が話し合いを進めている旨述べているが、そのような事実はない。請求人代理人は、妹の担当弁護士に電話をかけ、この件について話し合おうとしたが、妹の担当弁護士は書面を要求したので、請求人代理人はその求めに応じ書面を送付した。しかし、それに対する妹の担当弁護士の返事はない。妹の担当弁護士には、請求人代理人と話し合う気はないのである。

(2) 「請求人には活用できる資産があり、請求人がその資産を活用しないこと」について

[ ]の口座には、請求人の障害年金が振り込まれており、平成 29 年 6 月 21 日現在、[ ]円の預金があることが認められるが、[ ]は通帳の紛失届を受理してくれず、通帳の再発行及び解約にも応じてくれない。前述のとおり、妹は請求人の[ ]の通帳を不法に占有し、返そうとしない。このように、請求人には資産はあっても活用できないのである。

請求人は平成 27 年 4 月頃、[ ]してから、平成 29 年 4 月 29 日、[ ]までの間、請求人の[ ]の通帳や印鑑は、[ ]が保管していて、請求人が手にしたことはなかった。[ ]の口座の入出金履歴によれば、平成 28 年 4 月 20 日付で[ ]円の入金があり、その後、頻繁に出入が繰り返されている。[ ]

請求人代理人は近い将来、事実関係を解明し、刑事告発も視野に入れている。

## 2 処分庁の主張

処分庁は、概ね次のとおり主張し、本件審査請求の棄却を求めている。

### (1) 「扶養義務者に扶養の意思があること」について

妹の扶養の意思については、平成 29 年 6 月 8 日の妹との電話において、今後の方針が定まるまでは、請求人を妹の自宅で面倒をみるとの回答があり、平成 29 年 6 月 15 日に受領した扶養届において、「                    を引き取ります」と文書での回答も得ている。また、妹が請求人からの電話を拒否しているのは、今回の引渡しについて、裁判が予定されており、弁護士に依頼し、話し合いを進めているので妹自身では話を進められないためであることが確認できた。

妹の扶養能力については、扶養届を受領した平成 29 年 6 月 15 日に電話で家族構成と収入状況の聞き取りを行い、世帯として就労収入が月額約                      円あり、それに加えて、妹の夫の母に年金収入があるとの回答があった。

なお、処分庁が法第 29 条に基づき、                                     から情報提供を受けた資料によると、請求人が                                      平成 24 年 11 月 14 日から平成 25 年 6 月 30 日までの間のうち、平成 24 年 12 月から平成 25 年 6 月までの間、妹は毎月                      円の仕送りを行っていた。これは、妹が過去に請求人に対して、実際に扶養行為を行っていたことを示すものであり、今回、妹が請求人を引き取り、扶養するとの発意を行っていることと、意思が一貫している。

以上の内容から、妹は請求人を扶養する能力及び意思があったことは客観的に明らかであり、能力及び意思共に十分なものとして判断した。

### (2) 「請求人には活用できる資産があり、請求人がその資産を活用しないこと」について

妹及び担当弁護士が請求人へ通帳を渡さないことについて、妹から聞き取りした内容等によると、妹及び担当弁護士は、                                    

                                     としている。

妹の元へ戻った場合、直ちに活用可能な資産があるにも関わらず、請求人が感情的な理由で、妹からの扶養を拒否しているということは、資産の活用を拒んでいることになり、これは法第 4 条第 1 項の保護の補足性の要件を欠くものである。

## 第 3 理由

### 1 保護の補足性について

保護の補足性について、法第4条第1項に「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」、同条第2項に「民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。」、同条第3項に「前2項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。」とある。

## 2 扶養義務の取扱いについて

(1) 扶養義務の取扱いについて、生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第5に「要保護者に扶養義務者がある場合には、扶養義務者に扶養及びその他の支援を求めよう、要保護者を指導すること。また、民法上の扶養義務の履行を期待できる扶養義務者のあるときは、その扶養を保護に優先させること。この民法上の扶養義務は、法律上の義務ではあるが、これを直ちに法律に訴えて法律上の問題として取り運ぶことは扶養義務の性質上なるべく避けることが望ましいので、努めて当事者間における話し合いによって解決し、円満裡に履行させることを本旨として取り扱うこと。」とある。

(2) 扶養義務における感情問題について、生活保護問答集について（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「課長事務連絡」という。）問5-9に次のとおり記載されている。

(問) 保護申請中の要保護者が、扶養義務者が十分に扶養能力があり、かつ扶養する意思があるにもかかわらず、次のような事情で扶養を受けることを拒んでいる場合、本人の意思を尊重し、直ちに保護してよいか。

(1) 相当長期間にわたって扶養されていたが、これ以上扶養を継続してもらうことは扶養義務者に対して道義上できないと申し立てている場合

(2) 過去に交流があったが、最近になって感情的な対立があり、扶養義務者の扶養を受けるくらいなら死んだ方がよいと申し立てる場合

(3) 扶養義務者の側は、近隣に居住していることもあり、本人が毎月直接お金を取りに来れば扶養すると申し立てているが、本人は、「金をもらいに行けばいろいろと説教されるので絶対に嫌だ」と拒否している場合

(答) 設問の場合は、いずれも権利者と義務者の間の感情問題のために権利者が義務者の義務の履行を欲しない場合と思われる。このように扶養の問題はきわめてデリケートな側面があり、しばしば感情的な問題を発生しやすいので慎重な対応が求められるところであるが、一方で単に感情的な理由のみによって受けられる扶養の履行を受けないということでは、保護の補足性の原理にもとることとなる。したがって、ただちに保護を行うことは適当ではない。

(1) の場合については、過去において長期にわたり扶養が行われていたのであれば、扶養義務者の側にこれを中断すべき事情が発生しない限り、本人に生活保護制度の趣旨を懇切ていねいに説明し、継続して扶養を受けよう理解させるべきである。

(2) の場合については、過去において交流が続いていた関係上、その感情的な対立は一時的なものである場合が多いと思われる。少なくとも扶養義務者の側には扶養をしようという意思は見られるわけであるから、まずこの対立を解消させるよう必要に応じて仲介するなど、円満な扶養義務の履行を図ることが望まれる。

(3) の場合については、扶養義務者の側が扶養の履行と引き替えに要保護者に対してかなりの努力を必要とするような行為を要求している場合であれば別として、設問のような場合は申請者の感情によってこれを拒否しているものと認められるので、さらに申請者を説得するように努める必要がある。ただし、申請者が病弱のために歩行が困難であるなどの事情がある場合には、扶養義務者の側に金銭を郵送するよう依頼することなども必要である。

以上、いずれの場合も扶養義務者の側に扶養の意思がある以上、これを拒むことは認められるものではなく、これらの説明・説得を十分に行っても、なお要保護者本人が扶養を受けることを拒むようであれば、法第4条第1項の要件を欠くものとして保護申請を却下すべきである。

### 3 これらを踏まえ、本件処分について検討する。

#### (1) 「扶養義務者に扶養の意思があること」について

扶養調査の結果については、平成29年6月8日に処分庁が妹との電話で扶養の意思を口頭で確認した上で、扶養届として妹が記入及び押印した文書が処分庁に提出されている。この扶養届は、平成29年6月15日付けで受理されており、処分庁が本件処分を決定した時点において、妹が扶養を行う意思があったと認めるに足りるものである。

しかし、処分庁は、平成29年9月11日付け弁明書において「妹は請求人が [REDACTED] 平成24年11月14日から平成25年6月30日までの間のうち、平成24年12月から平成25年6月までの間、妹は毎月 [REDACTED] 円の仕送りを行っていた。これは、妹が過去に請求人に対して、実際に扶養行為を行っていたことを示すものであり、今回、妹が請求人を引き取り、扶養するとの発意を行っていることと、意思が一貫している。」と言及しているが、審理員が確認したところでは、毎月 [REDACTED] 円の仕送りにより、審査請求人に対して、実際に扶養行為を行ったという事実は、請求人への手渡し、請求人の口座への振り込み等の行為では確認できなかった。

課長事務連絡問5-9には「単に感情的な理由のみによって受けられる扶

養の履行を受けないということでは、保護の補足性の原理にもとることとなる。したがって、ただちに保護を行うことは適当ではない。・・・扶養義務者の側に扶養の意思がある以上、これを拒むことは認められるものではなく、これらの説明・説得を十分に行っても、なお要保護者本人が扶養を受けることを拒むようであれば、法第4条第1項の要件を欠くものとして保護申請を却下すべきである。」とある。

しかしながら、保護申請時点において、請求人の障害年金が入金される[ ]の通帳については、妹の担当弁護士が管理しており、妹は請求人に通帳を返却する考えはなく、請求人と妹の間には、請求人の通帳の占有を巡る争いが存在していることは明らかであり、かつ、妹側と請求人側において請求人の引渡しについて裁判が予定されていることを処分庁が確認したとある。両者の間に深い確執があるこの状況下では、妹が請求人を引き取るという扶養の履行を請求人が拒むことはやむを得ず、単に感情的な理由のみによって受ける扶養を受けないということではないと認められる。

また、扶養義務の取扱いについて、法第4条第2項において民法に定める扶養義務者の扶養が生活保護に優先して行われるものとはされているものの、扶養は同条第1項とは異なり、保護の前提要件ではない。また、民法上、扶養の履行は当事者間の協議を前提とし、協議が整わないときに家庭裁判所が定めることとされていることから、次官通知第5に扶養義務の取扱いについて、努めて当事者間における話し合いによって解決し、円満裡に履行させることを本旨として取り扱うことと規定されており、法の趣旨から判断して、扶養の能力及び意思があることのみを理由に生活保護申請を却下したことは違法・不当と言わざるを得ない。

(2) 「請求人には活用できる資産があり、請求人がその資産を活用しないこと」について

処分庁の金融機関調査の結果、平成29年5月24日時点で[ ]の請求人の普通預金口座に[ ]円の残高があり、請求人側の金融機関調査の結果、平成29年6月21日現在で[ ]円の残高があることが、それぞれ認められた。当該口座については、請求人の障害年金が入金される口座である。

法第4条第1項には、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定されており、通常の場合、生活困窮者の本人名義の預貯金については、その者の利用し得る資産であると認められ、保護の開始に先立って、その者の最低限度の生活の維持のために活用されなければならないことは明らかである。

しかしながら、請求人の当該口座の通帳については、請求人ではなく、妹の担当弁護士が管理しており、保護申請時点では、請求人が当該口座の預金を引き出すことができない状況にあったと認められ、かつ、処分庁においても[ ]

に連絡し、請求人が通帳を手に入れるしか預金を引き出す手段がないことを確認している。

処分庁は、請求人が妹の元へ戻った場合、直ちに活用可能な資産があると弁明するが、(1)のような両者間に深い確執があり、かつ、当該預金の引き出しについて請求人が全く関与することができない状況においては、当該預金が請求人の資産であるとしても、少なくとも請求人の利用し得る資産であると認めることはできないものである。

(3) 総括

上記(1)及び(2)に記載のとおり、処分庁の判断については適切に行われておらず、本件処分は、違法・不当な処分と認められる。

第4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があると認められるため、行政不服審査法46条1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成30年5月28日

審査庁 香川県知事 浜田 恵造

